

## 掲載内容

交通事故損害賠償データファイルー過失相殺編ー

### 第1章 歩行者対車両(軽車両を除く)

- 第1 横断歩行者の事故
- 第2 対向ないし同方向進行歩行者の事故
- 第3 路上横臥者
- 第4 後退車による事故
- 第5 歩行者対車両によるその他の態様の事故

### 第2章 四輪車対四輪車

- 第1 交差点における直進車同士の出合頭事故
- 第2 交差点における右折車と直進車との事故
- 第3 交差点におけるその他の態様の事故
- 第4 道路外出入車と直進車との事故
- 第5 対向車同士の事故(センターオーバー)
- 第6 同一方向に進行する車両同士の事故
- 第7 転回車と直進車との事故
- 第8 駐車場内における事故

### 第3章 単車対四輪車(単車も含む)

- 第1 交差点における直進車同士の出合頭事故
- 第2 交差点における右折車と直進車との事故
- 第3 交差点における左折車と直進車との事故
- 第3の2 交差点におけるその他の態様の事故
- 第4 渋滞中の車両間の事故
- 第5 道路外出入車と直進車との事故
- 第6 対向車同士の事故(センターオーバー)
- 第7 同一方向に進行する車両同士の事故
- 第8 転回車と直進車との事故

### 第4章 自転車対四輪車

- 第1 交差点における直進車同士の出合頭事故
- 第2 交差点における右折車と直進車との事故

- 第3 交差点における左折車と直進車との事故
- 第3の2 交差点におけるその他の態様の事故
- 第4 同一方向に進行する左折車と直進車との事故
- 第5 交差点以外での自転車の横断と直進四輪車との事故
- 第6 道路外出入車と直進車との事故
- 第7 同一方向・対向方向での直進事故

### 第5章 自転車と単車・自転車・歩行者の事故

- 第1 自転車と単車との事故
- 第2 自転車と自転車との事故
- 第3 自転車と歩行者との事故

### 第6章 高速道路上の事故

- 第1 合流地点における事故
- 第2 進路変更に伴う事故
- 第3 追突事故
- 第4 落下物による事故
- 第5 歩行者と自動車との事故

### 第7章 その他の事故

- 第1 道路瑕疵
- 第2 踏切事故
- 第3 鉄道事故
- 第4 その他の態様

## 索引

判例年次索引

※内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

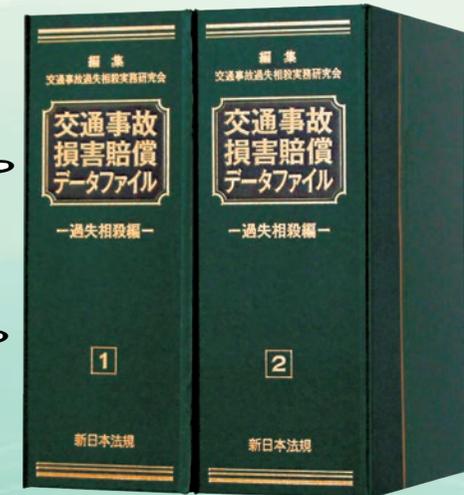
# 交通事故損害賠償データファイルー過失相殺編ー

編集 交通事故過失相殺実務研究会

## 事件処理に欠かせない判例リサーチを強力にサポート!

◆膨大な数の判例から赤い本の基準と異なる事例など価値ある判例を厳選して収載しています。

◆事故状況を分かりやすい図で表示し、過失割合と判決のポイントを簡潔にまとめています。



加除式  
B5判・全2巻・ケース付・総頁2,940頁  
定価17,600円(本体16,000円)送料1,170円

■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。

●使いやすいバインダー方式です。(特許 第3400925号)

WEBサイトはこちら



※本書は「交通事故損害賠償データファイル」の過失相殺編を抜粋した加除式書籍です。



本書は、経済的な加除(さしかえ)式書籍です。

今後発行の追録(有料)で常に最新の内容に!

▶新事例の追加で時代に即した内容に!

▶加除式電子版はオフィス外でも閲覧可能!



加除式書籍とは

0120-089-339 (通話料無料)  
受付時間 9:00~16:30 (土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

総合法令情報企業として社会に貢献

新日本法規出版



# 内容見本

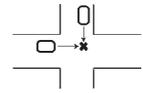
<B5判縮小>

## 第2章 四輪車対四輪車

交：直・直

信号機による交通整理が行われていない交差点において、加害車両と出合頭に衝突した被害車両の過失 (R3.3.12名古屋地判・交通民54.2.357)

H28.10.1・PM10:15  
車両相互(加害車両：普通乗用自動車)  
信号機による交通整理が行われていない交差点において、被害車両と加害車両が出合頭に衝突

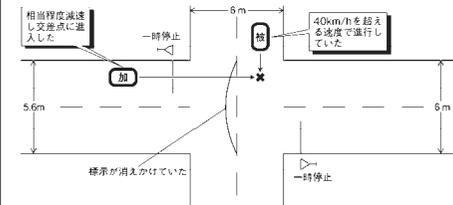


道路状況等

交通整理が行われていない交差点  
南北道路：片側1車線、白色破線の中央線あり、速度制限40km/h、車道幅員6m  
東西道路：片側1車線、白色破線の中央線あり、一時停止規制あり、速度制限40km/h、車道幅員：西側5.6m、東側6m  
本件交差点内には、白色の表示が消えかけてはいたものの南北道路の中央線が設けられていた

過失割合

30%



判決

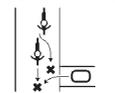
被害車両についても、南北道路が優先道路とはいえ、その中央線の標示は消えかけており、交差点路である東西道路の幅員は南北道路とほぼ変わらず、南北道路の優位性が明らかとはいえない状況だったのであるから、できる限り安全な速度と方法で進行しなければならない注意義務を負っていたにもかかわらず、これを怠り、漫然と制限速度を超える速度を維持したまま進行し、急ブレーキが間に合わずに本件事故発生に至った過失が認められる。被害者らは、南北道路の方が東西道路に比べて交通量が明らかに多く、その優位性

## 第3章 単車対四輪車(単車も含む)

路外・直

被害車両が本件駐車場から歩道を横切って南行車線へと左折進行したところ、同車線を制限速度の2倍の速度で南進してきた加害車両Aの後部左角に衝突した事故につき、被害車両の過失 (R5.3.27名古屋地判・交通民56.2.427)

H30.12.13・PM11:44  
車両相互(加害車両A：大型自動二輪車・被害車両：普通乗用自動車)  
被害車両が本件駐車場から歩道を横切って南行車線へと左折進行したところ、同車線を高速で南進してきた加害車両Aの後部左角に衝突

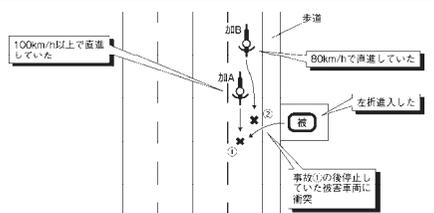


道路状況等

片側2車線道路  
速度制限：50km/h

過失割合

40%



加害車両Aは、本件事故当時上記制限速度の2倍に当たる少なくとも100km/h程度の速度で走行していたものであり、速度違反の程度は、過失割

裁判例の要旨を掲載

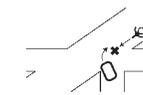
事故態様を表す検索用アイコン

## 第3章 単車対四輪車(単車も含む)

交：右・直

五差路交差点での青信号に従って交差点進入したところ、信号機の規制効力の及ばない狭路の交差道路から交差点に右折進入した加害車両と衝突した被害車両の過失 (R2.11.18大阪地判・交通民53.6.1462)

H30.8.17・PM9:27  
車両相互(加害車両：普通乗用自動車・被害車両：普通自動二輪車)  
加害車両と被害車両が出合頭に衝突

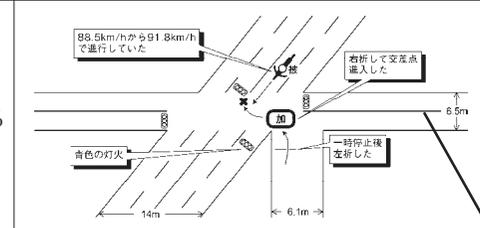


道路状況等

北東～南西に走る国道a：片側2車線・中央分離帯あり、車道幅14m以上ある直進道路、速度制限60km/h  
東西に走る町道b：南に歩道が設けられている片側1車線、車道幅6.5mの直進道路  
交差点から南に走る町道c：幅6.1mの直進道路

過失割合

15%



被害車両も交差点の状況に応じ、できる限り安全な速度と方法で進行しなければならない注意義務を負うところ、加害車両が信号機の表示する信号に従わなければならない注意義務に反したわけではないこと、最高速度を超える速度で進行しなければならない注意義務に反したことからすれば、15%の過失が認められる。

被害者側の過失割合を表示

判決のポイントを要約

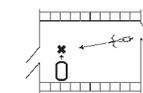
事故態様、道路状況等を図示

## 第4章 自転車対四輪車

横断・直

深夜、酒気帯び、無灯火の状態での横断歩道の対面信号は赤色であったのに、やや斜め横断気味に道路を横断しようとしたところ、加害車両と衝突した被害車両の過失 (R1.11.29大阪地判・交通民52.6.1441)

H29.2.14・PM11:24  
車両相互(加害車両：普通乗用自動車・被害車両：自転車)  
被害者が本件道路を被歩道に乗って横断中、被害者の左方向から道路を直進してきた加害者運転の加害車両(タクシー)と出合頭に衝突

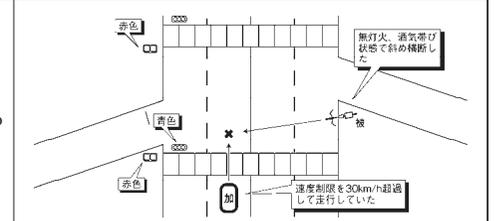


道路状況等

片側2車線道路  
速度制限：50km/h  
市街地、コンビニエンスストア等の照明が点いており比較的明るい

過失割合

65%



被害者が行っていた斜め横断の程度はそれほど大きくないとはいえ、無灯火や飲酒などの要素がなければ、事故発生を回避し、あるいは事故の程度が軽減された可能性がある。また、付近の横断歩道に近い場所で本件道路を横断しようとする被害者の運転態様は、道路を走行する車両からは予測し難いものであったといえる。被害者の過失は、相当に大きいものであるといわざるを得ない。以上に述べたところからは、被害者の損害については65%の割合で過失相殺されるべきである。

裁判例を表形式で簡潔にまとめています。

新日本法規出版株式会社

本社 〒460-0011 総務本部 名古屋市中区大須4-1-65

東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2-6

(2025.11) 681-1⑧